

令和5年度4月23日執行

姫島村議会議員選挙 開票結果（届出順）

有権者数	1,625	人
投票者数	1,423	人
投票率	87.57	%
有効投票数	1,412	票
無効	11	票
持ち帰り	0	票

届出順	候補者氏名	得票数	当落
1	小岩直和	177票	当
2	大海重好	162票	当
3	木野村敏雄	201票	当
4	板井秀則	163票	当
5	山下大輔	106票	当
6	追崎貞一	106票	
7	藤本好一	143票	当
8	藤本澄雄	162票	当
9	小野仁	192票	当

※ 公職選挙法第95条第2項により、得票数が全く同じであるときは、選挙長がくじで当選人を定める。

公職選挙法

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

第九十五条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の六分の一以上の得票

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の四分の一以上の得票

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。